

労働者協同組合法案要綱

第3次案

1996年8月2日 協同総合研究所 労働者協同組合法研究会

既報の通り、協同総合研究所は、6月30日にシンポジウム「労働者協同組合法の制定を求めて」を開催して、法案要綱第2次案にもとづく検討を行いました。当日は、多数の法学者をはじめとする研究者や、協同組合運動の専門家から貴重な意見をいただくことができました。私たち「労働者協同組合法研究会」は、8月2日に会議を開き、上記の意見をふまえて、字句を最小限修正し、研究会としての最終案—第3次案をとりまとめました。今後、研究所としては、一方で専門的研究者による新たな研究会を発足して、法案完成に向けた精密な検討を加えるとともに、他方では広範な研究者・実践者の法案要綱への意見をうかがう取り組みを進めていく所存です。研究所内外の多くの方々のご協力をお願いして、第3次案の提案とさせていただきます。

座長 杉本時哉（協同総合研究所）

委員 五十嵐利之久（弁護士）

鍛谷宗孝（日本労働者協同組合連合会）

菅野正純（協同総合研究所）

堀越芳昭（山梨学院大学）

吉本 貢（税理士）

助言 風間 充（税理士）

石見 尚（日本ルネッサンス研究所）

勝部欣一（日本生活協同組合連合会）

坂林哲雄（協同総合研究所）

山岡英也（工学院大学）

梶慶一郎（第一経理）

I. 総則

1. 労働者協同組合法の目的

この法律は、失業と雇用不安に積極的に対処し、かつ、国民諸階層における働きがいある労働への要求の高まりに応えるために、次のことを目的として制定される。

- 1) 労働者が自ら共同で出資し、集团的・民主的に管理し、労働する、労働者協同組合に関する制度を定めること。
- 2) 政府は、労働者協同組合が有する、勤労権をはじめとする人権を実現し、経済社会の持続可能な発展に資する社会的役割を承認し、適切な政策を通じてその発展を保障すること。

2. 労働者協同組合の定義

労働者協同組合は、労働者が自ら企業を共同で所有し、民主的に管理することによって、地域社会に役立つ働きがいある就労の機会を創出するとともに、職業的・人間的に発達して、福祉を高めることを目的とする、労働者の自発的な自治的結合体である。

3. 組合基準

労働者協同組合は、次のことを要件とする。

- ①加入を希望し、組合員としての責任を果たす意思のある労働者に対して、組合の事業能力の範囲内で、差別なく門戸を開放する。
- ②平等な議決権をもった組合員による政策の策定と意思決定、民主主義的管理を行う。
- ③投機的利益を排し、地域と生活に役立つよい仕事を行う。
- ④組合員が資本を公正に拠出し、これを管理して、剰余金を組合と労働者協同組合運動の発展、および組合員と地域住民の生活と文化の向上に配分し、出資に対する割り戻しを行う場合もその率を制限する。
- ⑤政府および外部組織から自立し組合員自治を確立する。
- ⑥組合員の職業的・人間的発達を支援し、協同の理念と実践を社会的に普及する。
- ⑦労働者協同組合および他の協同組合・非営利組織との間の、地域的、全国的、広域的、国際的な協同を進展させる。
- ⑧事業と運動を通じて、コミュニティの持続可能な発展に貢献する。

4. 法人格と名称

労働者協同組合は法人とする。

労働者協同組合は、名称に「労働者協同組合」の文字を用いなければならない。労働者協同組合以外の団体は、「労働者協同組合」の名称を用いてはならない。

5. 労働者協同組合における「労働者」とその保護

本法にいう「労働者」とは、「集団的に自己を雇用する協同労働者」である。

すなわち、共同で出資し、事業を計画し、企業を集団的・民主的に管理して、就労機会を自ら開発する、権利と責任を保有する主体である。

- 2) 集団的に自己を雇用する協同労働者に対して、一般の雇用労働者と同様の保護が必要な場合には、現行の関連労働法規を準用する。

6. 区域

労働者協同組合は地域生活圏を基礎に組織されるが、単位協同組合で必要な場合、および連合組織については、広域的・全国的に組織することができる。

7. 設立

労働者協同組合の設立は、4人以上の者が発起人となり、設立総会の決定を経て、所定の書類を行政庁に提出して認可を受けるものとする。

II. 事業

1. 最大奉仕の原則

組合は、その行う事業によって、組合員に最大の奉仕をするとともに、就労機会の連带的創出と地域住民の生活に役立つことを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

2. 事業の種類

組合は、社会的に有用な物財の生産もしくはサービスの供給を通じて、次の事業を行うことができる。

- ①組合員の働きがある就労機会を創出し、あわせて就労希望者のための就労機会を拡大する事業（就労創出事業）。
- ②組合員および就労希望者の、職業能力と労働者協同組合に関する知識の向上を図る事業（教育・訓練事業）。
- ③組合員の生活の共済、および地域福祉の向上を推進する事業（福祉事業）。
- ④前各号に付帯する事業（付帯事業）。

3. 複合協同組合および社会連帯協同組合

組合は、労働者協同組合を土台に、次の協同組合を構成することができるものとする。

- 1) 複合協同組合：協同労働者と、その生産物ないしはサービスを利用する組合員から構成する協同組合。
- 2) 社会連帯協同組合：障害者、高齢者等のハンディキャップを負わされた人々に対する社会的サービスを提供する組合。および、ハンディキャップ者の就労と生活を援助するために、当事者と援助職員、ボランティアから構成する組合。

Ⅲ. 組合員

1. 組合員とその資格

- 1) 労働者協同組合の組合員は、集団的に自己を雇用する協同労働者である。
労働者協同組合の事業に従事し、組合員としての責任を果たす意思のある者、ならびに労働者協同組合と労働者管理団体は、労働者協同組合の組合員となることができる。
- 2) 非組合員従事者は、従事者総数の3分の1を超えてはならない。

2. 加入

組合員の加入は、総会で決定される。理事会は、組合の経営状況によって過剰就業になる場合や、加入希望者が組合の業務に不適であることが判明した場合、加入を保留ないし拒否することができる。

3. 出資

組合員は、定款に定める出資を行わなければならない。

- ②1組合員の出資口数は、総口数の4分の1を上限とする。
- ③出資口数の過半数は、組合の事業に従事する組合員が保有する。
- ④組合員は不動産の所有権の移転および使用収益権の設定および移転によって現物で出資することができる。

4. 組合員の権利

組合員は、組織の管理・運営において次の権利を有する。

- ① 1人1票の議決権と役員選挙権
- ② 役員に立候補する権利
- ③ 組合に関する基本的な情報を日常的に知らされ、理事会に対して、会計の状況、監査結果、理事会の議事録について、情報の開示を要求する権利
- ④ 事業計画を職場段階から提案・作成し、その遂行に協議・参加し、その結果について確認・検討する権利

5. 脱退

組合員は60日前に予告し、事業年度の終わりに脱退することができる。

- ② 次の場合、組合員は当然脱退するものとする。——組合員資格の喪失、死亡または解散、および除名

6. 出資金の払い戻し

脱退した組合員は、定款の定めるところにより、出資金の全部または一部の払い戻しを請求することができる。

IV. 管理

1. 定款と規約

組合の定款には次の事項を記載しなければならない。(追完)

- 2) 会計または業務の執行に関して、規約を定めることができる。

2. 役員

組合の役員として理事3人以上および監事を1人以上置き、任期を3年以内として、総会で選出する。理事の3分の2以上は組合員とし、理事と監事は兼任できないものとする。

3. 理事会

理事は理事会を構成し、定款に委任された業務および総会で決定された業務を合議によって執行する。理事会は第三者との協約のために、理事の中から代表を選任する。

4. 監事

監事は、組合の財産の状況、および理事の業務執行の状況を監査する。

- ② 監事は、前号につき不整の点を発見したときは、これを総(代)会または当該行政庁に報告する。
- ③ 前各号の報告をなすための必要があるときは、監事は、総(代)会を招集する。

5. 監査機構

一定規模以上に達した労働者協同組合においては、監事は、組合員および組合員以外の専門家とともに、

監査機構を構成し、組合の会計監査ならびに業務監査に当たる。

6. 総会

次の事項は、総会の議決事項とし、組合員総数の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

①定款の変更

②解散および合併、ならびに分割

③組合員の除名

7. 総代会

組合員が300名以上の組合においては、総代会をもって総会に代えることができる。

V. 会計

1. 剰余金の積み立て

1) 法定準備金

組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければならない。

②法定準備金の額は、出資総額を下回ってはならない。

③法定準備金は、損失の補填に充てるほか取崩すことはできない。

2) 就労創出基金（仮称）

組合は、現在の組合員および就労希望者のための就労機会を創出し発展させるために、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を、就労創出基金として積み立てなければならない。

3) 教育繰越金

組合は、組合員の職業的・人間的発達を促進し、協同の理念と方法を社会に普及するために、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

4) 福祉・社会目的基金

組合は、組合員と地域住民の福祉の向上のために、毎事業年度の剰余金の20分の1を限度として、福祉・社会目的基金を造成することができる。

6) 非営利・協同基金

組合は、労働者協同組合運動全体の発展のために、毎事業年度の剰余金の3%を、非営利・協同基金に拠出するものとする。

②非営利・協同基金については、全国的・統一的な管理・運営組織を設置し、労働者協同組合の振興開発等に用いることとする。

7) 任意積立金

組合は、剰余金の払い戻しののち、なお残余がある場合に、任意積立金を設け、または次期に繰り越すことができる。

8) 就労創出基金、福祉・社会目的基金、教育繰越金、非営利・協同基金は法人税法上、損金とする。

2. 剰余金の割り戻し

- ①組合は、損失を填補し、就労創出基金、法定準備金、教育繰越金、非営利・協同基金を控除した後でなければ、剰余金を割り戻すことができない。
- ②剰余金の割り戻しは、定款の定めるところにより、組合（の業務）に従事した分量に応じて行う。
- ③払込済み出資額に応じて割り戻す場合は、その率を年10%以下とする。
- ④組合は、通貨価値の変動の範囲内において、出資金価値の調整として、払込済み出資額に応じて特別の割り戻しを行うことができる。
- ⑤組合は、定款の定めるところにより、剰余金の割り戻し額を回転出資金あるいは出資金への振替に充てることができる。

VI. 解散および合併、分割

1. 解散

組合は、次の事由によって解散し、解散の議決は行政庁の認可によって効力を生じるものとする。

- ①総会の議決
- ②組合の合併
- ③組合の破産
- ④従事組合員が4人未満になったとき
- ⑤業務または会計が法令に違反し、行政庁の是正命令があるにもかかわらず、これに従わないとき

2. 残余財産の処分

1) 財産処分の順序

清算人は、債権の取り立ての後、次の順序により財産の処分を行う。

- ①債務の弁済
- ②出資金の払い戻し
- ③残余財産の処分

2) 残余財産の処分

残余財産の処分として、就労創出基金、福祉・社会目的基金および教育繰越金残額に相当する金額は、非営利・協同基金に帰属するものとする。なお残余がある場合には、総会の議決によって処分するものとする。

3. 合併

労働者協同組合は他の労働者協同組合と合併することができる。合併後、存続ないし新設される組合は労働者協同組合でなければならない。

合併は行政庁の認可によって効力を生じるものとする。

4. 分割

労働者協同組合の組合員の一部が任意に分離して他の組合を設立するときは、組合財産について出資口数に応じた分割請求を行うことができる。

Ⅶ. 連合組織

1. 事業連合

- 1) 共同企業体：組合は、期間を定めて共同企業体を組織することができる。
- 2) 事業連合会：組合は、同業種あるいは異業種の労働者協同組合の間で、事業連合会を組織することができる。

2. 全国労働者協同組合協会

労働者協同組合の指導連絡調整事業、および自主財源の確保のための事業を行うために、全国労働者協同組合協会を、法人組織として設立する。

Ⅷ. 監査・監督

1. 所管行政庁

労働者協同組合を所管する行政庁については、主管行政庁を〇〇省とし、業種により関連する省庁との共管とする。

②都道府県以内を区域とする労働者協同組合および連合組織については、行政事務を都道府県知事に委任するものとする。

2. 監査

単位協同組合および事業連合の監査については、全国労働者協同組合協会による監査を基本とし、これを行政庁に報告する。

3. 「中央労働者協同組合委員会」(仮称)

行政庁の代表と全国労働者協同組合協会の代表によって「中央労働者協同組合委員会」(仮称)を構成し、労働者協同組合の法制と政策に関わる重要事項を協議する。